

平成28年7月21日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、23都道府県の50人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 23都道府県50人

(北海道3、栃木県2、埼玉県3、千葉県2、東京都10、神奈川県4、新潟県2、長野県1、岐阜県1、愛知県4、三重県1、京都府1、大阪府2、兵庫県1、奈良県1、和歌山県1、岡山県2、広島県1、愛媛県1、福岡県4、佐賀県1、大分県1、沖縄県1)

数字は人数

※ 支払期限 平成28年7月29日